令和4年第26回住田町議会定例会会議録

議 事 日 程(第2号)

令和4年12月7日(水)午前10時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(12名)

 1番
 水 野 正 勝 君
 2番 荻 原 勝 君

3番 佐々木 初 雄 君 4番 佐々木 信 一 君

5番 佐々木 春 一 君 6番 村 上 薫 君

7番 阿部祐一君 8番 林﨑幸正君

9番 菊池 孝君 10番 高橋 靖君

11番 菅野浩正君 12番 瀧本正徳君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条第1項の規程により説明のため出席した者の職氏名

町 長 神田謙一君 教育長 松高正俊君

.....

総務課長 副 町 長 横澤 孝 君 兼選举管理 山田 研 君 委員会書記長 税務課長兼 修君 企画財政課長 横 澤 広 幸□君 佐藤 会計管理者 保健福祉課長 町民生活課長 鈴 木 絹 子 君 兼地域包括支 千 葉 英 彦 君 援センター長 農政課長兼 建設課長 佐々木 真 君 農業委員会 佐々木 光 彦 君 事務局長 教育次長 林 政 課 長 菊 田 賢 一□君 多田裕一君 事務局職員出席者

議会事務局長 菅 野 享 一 係 長 高 橋 京 美

開議 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長(瀧本正徳君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。 これから、本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長(瀧本正徳君) 日程第1、一般質問を引き続き行います。

◇ 佐々木 春 一 君

〇議長(瀧本正德君) 5番、佐々木春一君。

[5番 佐々木春一君質問壇登壇]

○5番(佐々木春一君) おはようございます。5番、佐々木春一であります。

さて、今、物価高騰やコロナ禍による景気悪化の中、住民生活が苦しめられている状況下で、国会は2022年度第2次補正予算案が審議されていますが、そのさなか、11月30日、もう限界だ、畜産の灯を消すなと呼びかけの下、資材高騰による畜産・酪農の危機打開を求める緊急中央行動が農林水産省前で行われました。牛や豚、鶏を連れた農民らがコスト上昇分の全額補塡などを求め、畜産危機を突破し、日本農業の未来を切り開くために力を合わせようと訴えていました。私はこうした暮らしの実態から町民の暮らしと福祉を守る立場から、町民の願いを取り上げ、一般質問を行います。

まず第1点は、国民健康保険特別会計における財政の状況と国保税の負担軽減についてであります。

本町の国民健康保険税の賦課状況は、被保険者1人当たりの税額が県下の上位であり、1 世帯当たりの税額は県下の10位になっているようであります。最大の問題は国保税が高過ぎることだと考えることから、実態と改善の方針について、次の点をお伺いします。 1つ目は、本町の国民健康保険における財政の状況と国保税の負担軽減についてどのように捉えているのか、お聞きします。

2つ目は、国民健康保険制度は国民皆保険制度の根幹でありますが、収入に占める保険料の割合が高いという構造的な矛盾を抱えており、他の社会保険制度、協会けんぽなどと比較しても保険料負担率の格差は非常に大きく、この格差についてどのように捉えているのか、お答えください。

3つ目は、国保税が高い仕組みの問題として、均等割の問題があります。所得があってもなくても、本町の場合、世帯加入者一人一人に同じように医療分として2万2,700円と後期支援分1万1,200円の合わせて3万3,900円が子供国保税としてかかります。この均等割は人頭税であり、改善すべきであります。特に子供の均等割の免除・減免をすべきと考えますがどうか、お聞きいたします。

次に、第2点は、介護保険制度改定に向けた対応についてであります。

厚生労働省は、介護保険制度改定に向け議論している社会保障審議会の部会で今年10月から始まった75歳以上の医療費窓口負担2倍化に続き、介護でも大幅な負担増、給付削減など制度見直しの論点を正式に提示したことから、次の点をお伺いします。

1つ目は、厚生労働省が示した介護保険制度見直しの論点はどのような内容か。いずれも国民に負担増と給付減を押しつける中身であると思いますが、どのように捉えているのか、お答えください。

2つ目は、利用料の負担が増加した場合の施設入所者等在宅サービス利用者に生じる影響をどのように考えるか、お聞きします。

3つ目は、介護事業所における人材の確保と処遇改善など、事業所運営の影響はどうか、 お聞きします。

第3点は、消費税のインボイス (適格請求書) 制度の対応についてであります。

異常円安と物価高で国民の生活、日本経済が深刻な状況に陥っている今、中小業者、農業者に消費税の負担増を迫るインボイス制度の実施が1年後の2023年10月1日に決まりましたが、いまだ制度の内容を理解されていないことから、次の点をお伺いします。

1つ目は、昨年10月1日からインボイス(適格請求書)発行事業者の登録申請が始まって1年が過ぎましたが、インボイスはいまだ現場で理解されておりません。町内事業者の受け止めをどのように捉え、登録した事業者の状況を把握しているか、お聞きします。

2つ目は、コロナ禍に原油・物価高騰の危機が押し寄せる今、暮らしと経済の下支えには、

消費税を減税し、インボイスの導入見送り・中止を求める声が上がっています。町内の中小 事業者や農業者の受け止めをどのように捉え、対応していくか、お答えください。

以上、質問といたしますので、答弁を求めます。

〇議長(瀧本正徳君) 答弁を求めます。

町長、神田謙一君。

〔町長 神田謙一君登壇〕

〇町長(神田謙一君) 佐々木春一議員の御質問にお答えをいたします。

まず、大きく1項目め、国民健康保険特別会計における財政の状況と国保税の負担軽減についての(1)本町の国民健康保険における財政の状況と国保税の負担軽減についてお答えをいたします。

本町の国民健康保険特別会計の状況ですが、令和3年度決算の実質収支は6,800万円の黒字となっております。国民健康保険の制度改正により現行の財政運営の仕組みとなった平成30年度から令和3年度まで実質収支は5,000万円から7,000万円の黒字となり、基金の取崩しや法定外繰入れもなく、健全な財政運営であると捉えております。

現行の保険制度では、市町村の国保税は県へ支出する納付金の財源となるものであります。 本町の国保税は国民健康保険法に基づいて納付金の額から算出され、県から示される標準保 険料率と比べて低く設定しているものでございます。県へ支出する納付金の額と実際に賦課 した国保税等の額では、不測の差額が生じているもので、その差額分については、保険者の 保健事業の取組に応じて交付される交付金等を充当しております。

県におきましては、保険給付費や人口の増減に大きく左右されることなく、市町村の納付金の平準化を図っているものですが、いまだ国保税の県下統一の明確な見通しが示されていない状況であります。本町におきましても、県への納付金の支出の不足分を国保税に反映させることがないように、保険者としてできる事業の取組をして交付金の確保に努め、また、財政調整基金を活用しながら、国保税の県下統一を見据え、それまでの当分の間の国保税を今の水準で保っていくべきものと考えております。

次に、(2)社会保険制度と比較し保険料負担率の格差についてどのように捉えているのかという御質問についてお答えをいたします。

社会保険の健康保険料の負担割合は、健康保険法第161条の規定により、事業主負担が 全体の2分の1、被保険者負担が全体の2分の1が原則となっております。国保税につきま しては、所得や現状に応じて負担の軽減があり、低所得者層や自発的ではなく仕事を退職し 国民健康保険に加入した人などには負担が大きくならないような措置が取られております。 社会保険に加入している人と国民健康保険に加入している人では、事由や算定となる収入の 基礎基本となるものに関する考え方が異なるため、比較するのは難しいものですが、国民健 康保険制度につきましても、所得や現状に応じて被保険者の負担の軽減が図られていると捉 えております。

次に、(3) 国保税の均等割についてお答えをいたします。

国保税の被保険者数にかかる均等割、世帯にかかる平等割は、国民健康保険法や国民健康保険税条例の規定により、所得に応じて3割、5割、2割の軽減される制度となっております。また、未就学児の均等割についてですが、今年度から法律や条例の改正により、5割の軽減措置が取られております。7割、5割、2割の軽減の対象世帯の未就学児については、7割、5割、2割の軽減後の金額にさらに5割の軽減となるものであります。

法の趣旨としましては、全ての被保険者がひとしく保険給付を受ける権利の受益に対する 応分の負担としての均等割課税ということでございます。また、国では国保税に関する基準 は国に従うべきとの見解も示していることから、本町における子供の均等割の免除・減免に ついても、国の基準に従って実施していくべきものであると捉えております。

次に、2項目めの介護保険制度改定に向けた対応についての(1)介護保険制度見直しの 論点についてお答えをいたします。

介護保険制度は、その創設から22年がたち、サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着・発展してきております。その一方で、高齢化に伴い、介護費用の総額も制度創設時から約3.7倍の13.3兆円となるとともに、1号保険料の全国平均は6,000円超となっております。2040年に向けて、1人当たり給付費の高い年齢層の急増が見込まれる中で、高齢者の保険料負担水準も踏まえた対応が必要となってきております。

こうした状況の中で、要介護状態等の軽減、悪化の防止といった制度の理念を堅持し、必要なサービスを提供していくと同時に、給付と負担のバランスを図りつつ、保険料、公費及び利用者負担の適切な組み合わせにより制度の持続可能性を高めていくことが重要な課題となっていることから、全世代型社会保障構築会議における議論、6月7日に閣議決定の経済財政運営と改革の基本方針2022、財政制度等審議会の歴史の転換点における財政運営等を踏まえ、負担能力に応じた負担、公平性等を踏まえた給付内容の視点に立ち、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会において、給付と負担について、①被保険者の範囲、受給者

範囲、②補足給付に関する給付の在り方、③多床室の室料負担、④ケアマネジメントに関する給付の在り方、⑤軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方、⑥現役並み所得、一定以上所得の判断基準、⑦高所得者の1号保険料の負担の在り方の7つを論点として検討が行われております。

検討されている論点のうち、2024年度の介護保険制度改正では、被保険者の範囲、受給者の範囲、補足給付に関する給付の在り方、ケアマネジメントに関する給付の在り方、軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方については、見送られる方向となっておりますが、多床室の室料負担、現役並み所得、一定以上所得の判断基準、高所得者の1号保険料の負担の在り方については改正の方向で検討が進められており、その内容についてですが、介護保険サービスの利用者負担については、現在は原則1割負担ですが、単身者で年金を含む年収が280万円以上の方は2割、340万円以上の方は3割負担となっていますが、本年10月から後期高齢者医療費の窓口負担が2割となる対象者が単身者で年金を含む年収が200万円以上などに拡大されたことを踏まえて、介護保険でも2割負担の対象者を拡大すること、介護老人保健施設などにおける多床室の室料の利用者負担は現在はありませんが、室料を有料化すること、65歳以上の高所得者の保険料の引上げをすることの見直しが検討されております。

現在検討されている内容で制度改正されれば、町民の皆さんの負担は、議員御質問のとおり、増えるものと捉えております。また、負担額が増えることにより必要なサービスの利用控え、利用控えにより身体を動かす機会が減り、筋力低下などで体調等が悪くなり、家族の介護負担が増えるなど生活に支障が出る可能性や将来の不安を増大させる可能性が想定されるので、今後、国の動向に注視しながら対応を図っていきたいと考えております。

次に、(2)利用料の負担が増加した場合の施設入所者と在宅サービス利用者に生じる影響についてお答えをいたします。

介護保険サービスの利用者負担の割合が制度改正されれば、利用者の皆さんの負担は増えるものと捉えております。利用者負担額が増えた場合には、所得区分ごとに負担制限額を超えた分が払戻しされる高額介護サービス費を御利用いただき、施設利用者の方は高額介護サービス費と併せて、所得に応じて居住費や食費の負担が軽減される特定入所者介護サービス費を御利用していただくこととなります。

高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費などは利用者の負担を軽減する制度では ありますが、ある程度利用者負担が増えるものであり、議員御質問のとおり、本年10月よ り一定所得以上の後期高齢者の医療費窓口負担割合が2割に引き上げられたばかりであり、 介護保険サービス利用者の皆さんには現在よりもさらなる負担となることから、必要なサー ビスを利用回数を減らすことにより体を動かす機会が減り、筋力低下などで体調等が悪くな り、家族の介護負担が増えるなど生活に支障が出る可能性や将来の不安を増大させる可能性 があり、町としても懸念をしているところであります。

次に、(3)介護事業所における人材の確保と処遇改善など事業所運営の影響についてお 答えをいたします。

介護事業所における人材の確保については、各事業所において確保に努めていただいているところですが、募集しても人材の確保ができないというお話も聞いております。町としても、今年度、介護支援専門員試験対策講座を開催し、各事業所の介護支援専門員の確保を図るため、各事業所と協力しながら人材の確保に努めておりますが、人材が確保できない一つの要因に賃金が全産業平均よりも低いということが上げられております。

このことから、介護事業者の処遇改善が必要であり、令和3年11月に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づき、介護職員を対象に賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提に、収入を3%、9,000円引き上げる介護職員処遇改善支援補助金が令和4年2月から9月まで行われ、10月の介護報酬改定において、賃上げ効果を継続する観点から、処遇改善加算及び特定加算に加え、ベースアップ等加算を創設し、基本給等の引上げによる賃金改善を求めつつ、介護職員の処遇改善を行われております。処遇改善することにより人件費が増えたことから、事業所においては、運営方法の検討等が必要になってくるものと捉えております。

次に、3項目めのインボイス制度についての(1)町内事業者の状況把握についてお答え をいたします。

インボイスとは、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるものであり、 インボイス制度とは、令和5年10月1日から導入される制度で、売手であるインボイス発 行事業者は買手である取引相手からの求めに応じインボイスを交付しなければならない制度 であります。買手はそのインボイスを保存することにより仕入税額控除の適用を受けること ができます。

インボイスを発行するためにはインボイス発行事業者の登録申請が必要ですが、町を経由 せず、税務署や国税庁のインボイス制度特設サイトからの申請となっているため、町内事業 者の登録状況の把握は困難な状況となっております。ただし、登録を受ける国税庁適格請求 書発行事業者公表サイトでの公表が行われており、それによると、現時点で町内の法人は既 に40を超える課税事業者が登録法人となっているようであります。

インボイス制度は内容が複雑で分かりにくいことに加え、登録を受けるかどうかはあくまで事業者の判断とされていることから、登録が必要かどうか、また、まだ判断に迷っている事業者の様子を見ている事業者が多いものと捉えておりますので、中小事業者や農業者に対して、今後さらなる周知が必要ではないかと考えております。

次に、(2)町内中小事業者や農業者の受け止めと今後の対応についてお答えをいたします。

インボイス制度開始時の令和5年10月1日にインボイス発行事業者となるためには、原則令和5年3月31日までに登録申請をする必要があります。今後、商工会では、中小事業者を対象にインボイス制度に対する準備と対策についてのセミナーを2回ほど開催する予定としているほか、実務的な個別相談に応じながら制度の周知を図っていくこととしていると伺っております。

また、農業者については、農協が11月1日に全ての農協出荷者を対象に説明会を開催したようであります。農協出荷者は農協特例というものがあり、登録免除となっているようですが、畜産農家はその対象外であるほか、農協のほかに産直等に出荷している農家はインボイス制度の対象となることから、再度税務署職員に講師を迎え説明会を開催する計画とのことであります。登録はあくまで中小事業者や農業者の任意とされていますが、町としては、適正な納税が行われるよう、税務署や国税庁、そして商工会や農協など関係機関からの情報収集に努めながら、中小事業者や農業者からの相談に対応してまいりたいと考えております。以上です。

- O議長(瀧本正徳君) 再質問を許します。
- 佐々木春一君。
 〇5番(佐々木春一君) 本町における国保財政の状況が示されました。このような国保財政
- ○5番(佐々木春一君) 本町における国保財政の状況が示されました。このような国保財政の中で、岩手県では、第2次国保運営方針の中で統一保険料を目指し協議するとしておりましたが、その経過はどのようになっているか、まず確認させていただきます。
- 〇議長(瀧本正德君) 町民生活課長、鈴木絹子君。
- **〇町民生活課長(鈴木絹子君)** 国保税における県下統一についてお答えいたします。

国民健康保険税は、県において医療費から算定される市町村納付金を計算し、その納付金から必要な国保税等を算定しているものです。納付金は医療費水準に応じて係数が掛けられ

ております。医療費が高いところは高く、低いところでは低く算定される仕組みとなっております。統一化になれば、医療費が低い市町村の負担が高くなることが懸念されているものでございます。医療費が市町村間で差があることから、市町村間の調整を図ることが難しくなっております。現在、明確なスケジュール等は示されていない状況にあります。

以上でございます。

- 〇議長(瀧本正德君) 佐々木春一君。
- ○5番(佐々木春一君) 先ほどの町長の答弁の中で、本町の国民健康保険税の財政の状況はここ数年健全な状況で推移しているというお話がありました。しかしながら、私たち被保険者、納税者の立場で見ると、令和3年度決算から国保税賦課状況を見ると、1人当たり国保税は9万639円で、県下では6位となっています。また、世帯当たり国保税は13万3,634円で、県下で18位となっております。この実態をどのように捉えているか、お伺いします。
- 〇議長(瀧本正德君) 町民生活課長。
- ○町民生活課長(鈴木絹子君) 高い水準ということでございますけれども、県から示されている標準保険料率というものがございますけれども、その保険料率、県はかかる医療費から算定した納付金に応じて標準保険料率を算定するものでございますけれども、それが納付金から算定される国保税、それよりも低く住田町では皆さんから徴収しております。そこで負担軽減は図っているものでございますけれども、医療費が何分県下で常にトップの5番以内に入っている状況でございます。医療費が高い分、医療費水準が高くなっている市町村の一つとして数えられておりますので、今の状況を保っていくことが最善と思っております。以上でございます。
- 〇議長(瀧本正德君) 佐々木春一君。
- ○5番(佐々木春一君) 今の答弁の中でもありましたように、県への納付金の関係が医療費との関わりが大きいとお話でありました。令和3年度1人当たりの医療費を見ると、住田町は48万7,423円と、県下で2番目に高くなっている状況があります。その要因は何かと今考え、かつてから県内の中でも医療費が高いことは指摘されておりましたけれども、二、三年前から非常に落ち着いてきている状況があったのですけども、令和3年度に高くなってきていると。その要因として、新型コロナ禍の中での診療控えが重症化を招いたというようなことも医療費の増加になったのではないかと考えるわけでありますが、町ではこれらの医療費が高くなってきている要因をどのように捉えているかお伺いします。

- 〇議長(瀧本正德君) 町民生活課長。
- ○町民生活課長(鈴木絹子君) 委員おっしゃるとおり、療養費を合わせた医療費については、令和2年度では全体では4億3,000万、1人当たりにすると42万4,000円、令和3年度全体では4億8,000万、1人当たり48万7,000円と、1人当たりの医療費については前年比14.86%と高い水準になっておりますけれども、令和元年以前のコロナ前の例年並みの医療の状況となったと考えております。ただし、疾病の状況におきましては、例年、糖尿病、慢性腎臓病、統合失調症が常に上位を占めているものですが、令和3年度については、悪性新生物、いわゆるがんの医療費が増えたと捉えております。以上です。
- 〇議長(瀧本正德君) 佐々木春一君。
- ○5番(佐々木春一君) 先ほどの岩手県の国保運営方針の中での国保料の統一保険料を考えた場合に、このように市町村の医療費が県内で見ると1.5倍からの格差があるように見ております。そうしますと、統一保険料とするには合理性がなくて、市町村間での考えに隔たりがあるということから、県内の自治体の声を聞くと、慎重に検討するとしているようであります。

そのような中では、医療費が高い住田町にとっては、この県内の各自治体と同調を進めていくためには、医療費の体制の整備というものを考えながら進めなければならない。そういった意味では、県下の統一ということよりも、単独町村としての体制整備を今重く受け止めて考えるべきときであるというふうに考えるわけですけども、どのように受け止めるか、お伺いします。

- 〇議長(瀧本正德君) 保健福祉課長、千葉英彦君。
- **〇保健福祉課長(千葉英彦君)** ただいまの議員御質問にお答えします。

医療費の増加に伴うものとしては、やはり慢性疾患、糖尿病であるとか、高血圧症であるとか、そういうものが町内では罹患している方が多いという状況になってます。それは国保の方のみならず、社会保険で加入している方もそのような状況になっておりますし、やはり若いときからの生活習慣の確立というものが非常に大事になってきております。

その中で、町としては、糖尿病対策であるとか、腎症予防であるとか、様々な施策を展開しているわけですけども、やはり若い皆さんの生活習慣病の改善、自分の健康は自分で守るというような意識を持っていただきながら、医療費の抑制に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(瀧本正德君) 佐々木春一君。
- ○5番(佐々木春一君) いずれ町内の医療と医療に関わる保健の状況を見ると、本町の場合、大変配慮、考慮していかなければならない部分が多いというふうに思います。そうした意味でも、保険料の軽減というのはどうしても検討していかざるを得ません。

他の社会保険制度、協会けんぽと比較してのことをお話ししましたら、単純に比較することは難しいという先ほどの答弁でありましたけれども、県の健康国保課総括課長のお話を伺いますと、県内におけるモデルケースから算出した例が話されておりました。夫婦とも39歳以下、就労者1人で就学児の子供が2人の4人世帯で年収400万円の場合、国民健康保険税と協会けんぽの保険料を試算すると、国保税が40万円になると。協会けんぽの保険料が20万2,164円であり、国保税が19万7,836円高くなってくるというふうなモデルケースの試算の結果が報告されております。そうしますと、この国民健康保険の国保料の算出には構造的な課題があるのだろうということがうかがわれるわけであります。

そうした中で、中小企業の労働者が加入する協会けんぽと国保はほぼ2倍の格差があるということを捉えて、本当に国保が町民の命と暮らしを守る制度になっているのかということを考えたときに、全国の知事会や自治体の首長会、町村会あるいは市長会におきましても、国に対して1兆円の公費投入によると、そういう協会けんぽ、国保との格差の是正ができるように改善を申し入れた経過があります。この取組をぜひとも堅持して取り組んでいただきたいわけでありますが、町村会のメンバーとして町長が取り組んでいるわけでありますが、そうした動きを町長はどのように捉えているか、お聞きしたいと思います。

- 〇議長(瀧本正德君) 町長。
- ○町長(神田謙一君) まさに議員おっしゃるとおりであります。あらゆる場面で格差社会というような部分、制度は国等々で法律等を含め決められたものについては、これは破るわけにはいかない部分があるわけですが、やはり制度等を含めて、あるべき形、これは国としてしっかり制度改正含めお願いしたいと。地方における立ち位置、状況等も把握した上で、考え方、国としての方向性を示していただきたいということで、我々も要望活動等は継続して進めていきたいと考えております。
- 〇議長(瀧本正德君) 佐々木春一君。
- ○5番(佐々木春一君) 次に、町民、国保の加入者にとって負担が重いと考えているのに子供の均等割の件であります。国も子供の均等割の矛盾に気づいて、今年度の春から就学前の

均等割について2分の1の減免をすることになりました。何で子供全部にやらないのか、就 学前に限定して、それも全額でない2分の1減免と、矛盾を感じながら、打開できていない ところに大きな問題があると思います。

その点で、県内の自治体において、18歳の子供まで均等割の減免をやっている自治体もございます。本町では取り組めないのでしょうか。なぜならば、令和4年度の本町の均等割は子供の国保課税額が3万3,900円で、県内で3番目に高い課税額となっています。均等割の考え方にもよるわけですけども、この子供の部分について、本気になって減免を考えていくということが、子供の減少の中での子育てに対する支援と併せて考えていかなければならないと思いますが、お考えをお聞かせください。

〇議長(瀧本正德君) 町民生活課長。

○町民生活課長(鈴木絹子君) 子供の均等割についてでございますけれども、町長の答弁でもございましたように、ひとしく保険給付を受ける権利の応分の負担ということで求めているものでございますけれども、県内では2つの市町村が18歳未満の子供の均等割の減免をしておりますけれども、1つの自治体においては、そのために法定外繰入れをして赤字ということになりまして、それで受けられる交付金を受けられなくなっているところもございます。国の基準に従うということは、国で財源を確保していただけるということだと考えております。財源を確保した上での均等割の減免ということを考えております。

また、県下統一の国保税ということになったときに、市町村においてばらつきがあった場合、どのようになるかということもありますので、そこは慎重に考えていきたいと考えております。

以上です。

〇議長(瀧本正德君) 佐々木春一君。

○5番(佐々木春一君) この件に関しましても、県の担当課長から伺いましたところ、この 均等割の軽減については、自治体の財政力の差などによらずに、全国どこの地域においても 同等な水準で子育て世代の負担解消が行われるべきものと考えるとしております。県として も子供均等割軽減措置を、対象年齢及び軽減額の拡大を国に要望しているとしておりますの で、どうか本町にあっても県と一緒に国にこの改善を求めつつ、財政の確保、県内の自治体 では、ふるさと納税の子育て支援分のところを充当しながら、この子供の国保税の均等割の 部分に充てて軽減を図っている自治体もあるようでありますので、引き続き検討しながら、 負担軽減に努めていただければと思います。 次に、介護保険についてお伺いいたします。

先ほどの答弁で、介護保険をめぐっては、3年に一度の制度見直しに向け、社会保障審議会、厚労省の諮問機関の部会で議論を行っているということであり、この制度見直しが現在、第8期介護保険事業計画、令和5年度まででありますが、第9期介護保険事業計画に向けての見直しに大きな影響を与えるものかどうか、確認させていただきます。

- 〇議長(瀧本正德君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(千葉英彦君) ただいま議員御質問の第9期の計画に制度改正の影響があるかというお話ですが、介護保険の事業計画そのものについては、どれぐらいの介護のサービスを使うかという必要量を見極めた上で計画を立てて、皆さんの介護保険料とかそういう部分、サービスの質等を確保していくというようなところになっております。

制度改正につきましては、今どの程度の内容で変わるかというのが確定されてませんので、 現段階で大きく変更するということはありませんが、引き続き動向を見ながら、次期の介護 計画の見直しを図っていきたいというふうに考えております。

- 〇議長(瀧本正德君) 佐々木春一君。
- ○5番(佐々木春一君) 今度の制度見直しは医療と介護で負担が重なる可能性があるために、影響を慎重に検討することが必要であると思います。先ほどの答弁で、7つの検討内容、論点を詳細に説明していただいたわけでありますが、政府が年内の取りまとめを狙っている介護保険制度の改定案に介護関係者が危機感を持って、史上最悪の改定を許さない声が上がっております。その一つに、利用者負担の原則2割化、それから要介護1、2の訪問介護、通所介護の保険給付外し、ケアプラン有料化等についてでありまして、介護保険の負担増のことを考えると、これの検討を再度見直すというふうな、先ほどの答弁の中でもありましたが、これらが実施されると、本町における介護事業にも大きな影響、利用者にも大きな影響を与えかねないと考えますが、再度この点の考えをお聞かせください。
- ○議長(瀧本正德君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(千葉英彦君) ただいまの御質問にお答えします。

介護保険サービスの利用者負担が原則2割というところですが、現在のところ、原則2割ということは基本的には原則1割で、所得に応じて2割から3割になるという改正になります。その中の改正の中で所得が、今、年収が単身の方で年収280万円の方が年収200万円に引き下がるというような状況で国としては議論しているという中身になっております。

やはり先ほど町長の答弁でお話ししたとおり、利用者負担が増えると利用控えが出て、そ

れに伴い、介護の量が増えるということも想定はされております。そういう想定はされる中ではございますが、制度の中身を確認しながら、町でできる対応は図っていくというふうに考えております。

それから、要介護1、2の方の保険給付外しとケアプランの有料化については、今回の改正は見送られる方向で検討されておりますので、その状況を見極めながら、町としても対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(瀧本正德君) 佐々木春一君。
- ○5番(佐々木春一君) 何十年も保険料を納めながら、利用料負担に耐え切れず、必要なサービスが使えないことになったり、あとは、ただいまの答弁でありましたように、要介護1、2を保険給付から外すということは見送られる方向とのことでありますが、この点は、利用者の自立を阻害して重度化を招くということは、私も同様に考えるわけであります。このことは、家族介護の負担を増やして、介護離職にもつながりかねません。また、負担増から利用控えが起こり、状態悪化を招きかねないという懸念もされるわけであります。

本町では、医療と介護の連携の中で、訪問看護と訪問介護、訪問ヘルパーとの連携で行っておるわけでありまして、介護保険の危機は在宅医療の危機でもあると考えることから、ぜひともこうした見直しを許さないという声を自治体からも上げていただくことを希望しますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(瀧本正德君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(千葉英彦君) 介護保険の危機は在宅医療の危機でもあるというような御質問でございますが、介護サービス事業所と医療関係機関が情報共有し、在宅で生活している要介護者の方々を現在でも支えていただいております。利用者負担割合の増による利用控えなどにより重症化になるというようなこともあるとは思いますが、的確な情報が医療機関に伝わらず、適切な医療処置につなぐことができないというような場面も想定されるところでございます。介護と医療は密接につながりながら在宅サービスを提供しているところですので、在宅医療の危機であるという御質問でございますが、そのようになるかもしれないというところは想定されていますが、現在、国の動向がどのように動くか分かりませんので、国の動向を注視しながら、関係機関と連携しながら対応を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(瀧本正德君) 佐々木春一君。
- ○5番(佐々木春一君) 町内の医療、介護、福祉の事業の関係では、地域包括支援センターを中心にしながら、総合生活援助サービス事業においても、要支援1、2の保険給付外し以来、介護職と地域のボランティアらが連携を図りながら、介護の担い手となってサービスを提供しているということで、先進的な取組が行われているということは理解をいたします。

しかし、今度の制度見直しと併せて、事業所の経営や介護職の確保にそうした課題を抱えることになりはしないかという思いもあります。事業所の運営の支援や介護職の処遇改善についても、先ほど答弁がありましたけども、さらに連携を図りながら、充実した事業を進める必要があると思いますが、再度その点についてもお伺いいたします。

- 〇議長(瀧本正德君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(千葉英彦君) ただいまの御質問にお答えします。

現在でも介護事業所とは2週間に1回会議を行いながら、町民の皆様の介護サービスの利用を検討しながら進めているところですので、これを引き続き行いながら、より充実したものとしてサービスを提供していきたいというふうに考えておりますし、介護職員の皆さんの確保につきましても、各事業所と協力しながら、各医療機関等にもお願いをしながらサービスの提供に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(瀧本正德君) 佐々木春一君。
- ○5番(佐々木春一君) 町内の高齢者の実態を見ると、例えば特養老人ホームすみた荘やグループホームかっこうの入所待機者がいまだあると伺っておりますので、介護需要は今後とも増えるものだろうと思いますので、ただいま課長から答弁があったように、連携を図りながら、町民のサービス提供に努力をしていただくことを期待いたします。

最後に、3番目の消費税のインボイス制度の対応についてでありますが、いずれこれらは 国税局、国が主導で行っているということで、町としては町民、納税者の相談に当たるとい う窓口になるということでありまして、インボイス制度が導入された場合の問題点、住民か ら寄せられた声をおつなぎしながら、今後の対応について考えていただければと思います。

まず一つは、物価高騰の中で新たな消費税の導入なんてとんでもないという声があります。 次に、これまで免税業者などの納税事務が発生した場合に大幅な増税になるのではないかと。 個人経営の商店などは仕事を終わっても煩雑な事務作業が生まれる。あるいは、外注先との 関係がうまくやっていけるか心配という不安があると。それから、高齢の一人親方、建設業 に関わる方では、制度の理解が難しく、計算できない場合は廃業しかないのかと。一人親方は増税になり、デメリットは周知されていないというような声、課税業者になれというのは 廃業宣告に等しいなどの声が聞かれます。

このように、いまだ制度の周知すら広がっていません。インボイスは社会全般に関わる問題と捉えますが、このような状況をどのように捉えて、今後、町内の事業者、農業者との対応を図るか、考えをお聞かせいただければと思います。

- ○議長(瀧本正德君) 税務課長、佐藤修君。
- ○税務課長(佐藤 修君) インボイス制度につきましては、議員御質問のとおり、国税が課税権というものを有してございますので、制度そのものに対するよしあしということについてはお答えしかねますけども、免税事業者であった事業者等から様々な声があるというのは、様々な新聞報道、または町内の商工会、そういったところからの声があるのは承知してございます。

ただ、そういった中で、免税事業者に対する経過措置、そういったものも国のほうで用意されているものもございます。それから、今後、事業者が免税事業者を選ぶか、それとも課税事業者を選ぶかといったような部分については、やはり事業者の置かれた立場においてそれぞれ判断すべきものというふうに捉えております。そういった国の動向、それから事業者の声、そういったものを見ながら、今後、推移を見守っていきたいというふうに思っております。また、場合によっては、様々な研修会であるとか、説明会であるとか、そういったところで国税と連携しながら事業者に対する周知等を図っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

- 〇議長(瀧本正德君) 佐々木春一君。
- ○5番(佐々木春一君) よろしくお願いをいたします。 以上で質問を終わります。
- ○議長(瀧本正徳君) これで、5番、佐々木春一君の質問を終わります。 ここで、暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

〇議長(瀧本正徳君) 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

◇水野正勝君

〇議長(瀧本正德君) 1番、水野正勝君。

〔1番 水野正勝君質問壇登壇〕

〇1番(水野正勝君) 1番、水野正勝であります。

通告に従いまして、大きく1点、町長に伺います。

初めに、大きく1点目、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

国内における新型コロナウイルス感染症のPCR検査陽性者数は各地で連日過去最高を記録し、いまだ世界一の新規陽性者数を日々継続しているところであります。日本では新型コロナワクチンの接種やマスクの着用呼びかけなど世界トップクラスの対策を講じてきているものと認識をしておりますが、陽性者数の増加はもとより、新型コロナウイルス感染症の陽性者に位置づけられている死亡者数も増加傾向となっております。日本が世界の多くの国々とは逆行している状況にあることから、本町における今後の対応や新型コロナウイルス感染症との向き合い方など、次の9点について伺います。

1点目、町内や県内における新型コロナウイルス感染症の発生状況をどのように捉え、現在まで町が講じてきました新型コロナウイルス感染症の各対策をどのように評価されているのか、伺います。

2点目、新型コロナウイルス感染症の発生から約3年を迎えますが、多くの国々では感染流行が収束状態となり、マスク着用などの感染対策も取られていない状況にあります。その要因を町としてはどのように捉えているか。また、今後、町としてどのように対策し、向き合っていくお考えか、お聞きします。

3点目は、日本が世界一の新型コロナウイルス感染者数(PCR検査陽性者数)を記録し続けている原因は、過剰な検査対象範囲と検査感度の設定、マスク着用などの過剰な接触対策、世界で最も新型コロナワクチンを複数回接種し続けていることにあると私は考えます。 町民の命と健康を守るためにも、町独自による対策を取っていくべきと考えますが、町の見 解を伺います。

4点目は、新型コロナワクチンが原因と疑われる後遺症や死亡者数も増加の一途をたどっています。本町においてはどのような状況と捉えているのか、伺います。

5点目は、新型コロナワクチンが原因とされる病気の発症や基礎疾患の悪化、体の不調や 変化が発生しているものと考えます。本町においてはどのような状況と捉えているのか、伺 います。

6点目は、新型コロナワクチン接種が開始されて以降、全国各地で救急車の出動頻度が増加傾向となっております。本町においてはどのような状況と捉えているのか、伺います。

7点目は、新型コロナワクチン接種が開始されて以降、世界各国では女性の月経異常や不正出血、妊婦におきましては流産や死産が著しく増加したという報告が相次いでおるようです。本町においてはどのような状況と捉えているのか、伺います。

8点目は、新型コロナワクチンによりまして人体への悪影響を受けた疑いのある住民を調査し、その被害者を救済していくべきと考えますが、どのようにお考えか、伺います。

最後の9点目になります。これまでの新型コロナワクチン接種事業におきまして、コロナワクチンによる副反応や副作用、死亡も含めた接種の危険性が、接種を施す医療従事者により接種希望者へ十分な説明と合意、インフォームド・コンセントがなされてきたものかどうか、事業監督者である町の見解を伺いたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

〇議長(瀧本正徳君) 答弁を求めます。

町長、神田謙一君。

〔町長 神田謙一君登壇〕

○町長(神田謙一君) 水野正勝議員の御質問にお答えをいたします。

まず1項目めの新型コロナウイルス感染症対策についての(1)町内や県内における新型コロナウイルス感染症の発生状況と感染症対策の評価についてお答えをいたします。

日頃から議員の皆様をはじめ、町民の皆様には基本的な感染対策を徹底していただき、まず感謝を申し上げます。岩手県が公表したものによると、11月30日現在、県内の累計感染者数15万4,952人、入院中156人、入院中のうち重症者1人、宿泊療養者85人、死亡者270人と公表されております。

なお、町内の発生状況については、9月から公表されなくなったので、町としては把握で きない状況となっております。 県内では11月29日に過去最多の2,248人となり、管内においてもクラスターが発生するなど、感染拡大傾向にあります。特にも寒くなり室内の換気が不十分なためにクラスターが発生している事例が見受けられます。

現在、医療現場の負荷が高まっております。また、医療従事者の感染や濃厚接触により勤務できない職員も増加しております。医療の逼迫を避けるため、新規感染者が増えないよう、感染対策の徹底をしなければならない状況となっております。

町においては、県内で感染者数が過去最多になった場合には、基本的な感染対策と日頃の体調管理の徹底を呼びかけるなど、感染リスクの低減に向けた取組をするとともに、誹謗中傷のないよう、町民の皆様に呼びかけなどをしてまいりました。学校、教育・保育施設で感染者が確認された場合には、濃厚接触者の特定を早急に行い、学級閉鎖や登園自粛を保護者の皆様の御協力の下、感染拡大防止を図っています。また、安心して利用できるよう、施設を再開する場合には、職員に対して抗原定性検査により陰性を確認した後に再開するなど、細心の注意を図っております。また、町内の保健・医療・福祉の関係機関と打合せを行い、共通認識の下、連携を密にし、感染を最小限に抑えるよう取組を進めております。

町内でも感染者は確認されているものの、町民の皆様の日頃から基本的な感染対策を徹底していただいていることにより、爆発的な感染拡大は防げているものと捉えております。議員の皆様をはじめ、町民の皆様の御協力なしには感染拡大を防ぐことはできません。医療の逼迫を避けるためにも、引き続き場面に応じた感染対策を徹底していただくよう、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。特にも日頃から健康管理をしていただき、御自身や御家族が体調不良の場合には出勤や登校などを控えるなどの御協力をよろしくお願いいたします。

次に、(2)世界の国々の感染状況と対策、今後の町の対策についてお答えをいたします。世界保健機構が11月23日に公表した新型コロナウイルス感染症に係る世界の状況報告によると、新規感染者数は11月14日から11月20日までの週に243万3,581人報告され、前週と比較すると5%減少しており、東地中海地域で22%、欧州地域で11%、アフリカ地域で9%、西太平洋地域で4%減少していますが、北米・中南米地域で3%、東南アジア地域で8%増加しております。新規死亡者数は7,802人報告され、前週と比較すると13%減少しており、欧州地域で26%、東地中海地域で20%、北米・中南米地域で11%減少しておりますが、西太平洋地域で1%、アフリカ地域で124%、東南アジア地域で13%増加しております。

各国別では、新規感染者数が多い上位5か国は、日本、韓国、アメリカ、フランス、中国の順となっており、日本は59万3,075人、18%増加、韓国は36万4,536人、2%増、アメリカは27万4,067人、3%減、フランスは18万4,446人、23%増などとなっております。

なお、報告された感染者の状況については、複数の国が検体採取方式を変更し、全体の検査数が減少して、結果的に検出される感染者数が減少するため、慎重に解釈する必要があります。新規感染者数は減少傾向ではありますが、世界各国を見ると増加している国もあり、流行が収束したとは言えない状況にあると捉えております。

マスク着用など各国の感染対策について、特にマスク着用については、欧米ではマスクを 着用する習慣がなかったことや、アジアと異なり、マスクイコール現在進行形の病人という 認識が強いですし、口元を隠して他人と接することに後ろめたさを感じるメンタリティーが あります。もともとそういう土壌があるところへ、死者数が一時期に比べてかなり減少して、 各国政府が次々とマスク着用義務の解除を発表したことで、ノーマスクが一気に進んでいる のではないかと推測されます。

今後の感染対策については、県内において新規感染者が増加傾向であることから、小まめな手洗いやマスクの着用、室内の換気など、基本的な感染対策を行い、感染拡大防止に努めていきたいと考えております。

次に、(3)新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査、ワクチン接種回数と町の独自 対策についてお答えをいたします。

日本が世界一の感染者数を記録していることは議員御質問のとおりでありますが、新型コロナウイルス感染症に係る検査対象者の範囲や検査感度設定については、世界統一基準で実施されているものではないことを御理解いただきたいと思います。日本においては、PCR検査は病原体を診断し治療するために、新型コロナウイルス感染症診療の手引き及び新型コロナウイルス感染症病原体検査の指針に基づき検査が行われているもので、結果的に世界一の感染者数となっているものであり、過剰な検査対象範囲や検査感度設定となっていないと捉えております。

マスク着用や複数回のワクチン接種については、感染拡大を防止する上で実施しているもので、マスクの着用については(2)でお答えしたとおりですし、複数回のワクチン接種については、発症予防効果や重症化予防効果が期待されることから実施しているもので、複数回ワクチン接種をしているから感染者数が増加するという因果関係は確認されていないもの

であると捉えております。

新型コロナウイルスは感染症であり、町独自の対策を進めるというよりは、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づいて行われている対策を優先して実施していくべきものと捉えております。

次に、(4)新型コロナワクチンが原因と疑われる後遺症や死亡者数の本町の現状についてお答えをいたします。

厚生労働省では、新型コロナワクチン接種後に生ずる副反応を疑う事例について、医療機関に報告を求め、収集をしております。令和3年2月17日から令和4年10月9日までの間において、国内で3億2,714万7,393回新型コロナワクチンが接種され、副反応疑いの報告は3万5,093件、頻度は0.0107%となっています。また、12歳以上の死亡例は1,887件、頻度は0.0005%となっていますが、現時点でワクチンとの因果関係があると結論づけられた事例はありません。接種後の長引く症状として、疲労感、筋肉痛、関節痛、頭痛など1か月以上症状を訴えている方は全国的にいらっしゃると聞いております。

御質問の新型コロナワクチン接種による後遺症や死亡者の本町の現状については、公表されておらず、お答えしかねますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、(5)新型コロナワクチンが原因とされる病気の発症などの本町における状況についてお答えをいたします。

新型コロナワクチン接種後に、ごくまれであるものの、心筋炎や心膜炎を疑う事例が報告されております。厚生労働省の副反応疑い報告によると、令和3年12月6日から令和4年10月9日までの間において、12歳以上で心筋炎が160件、心膜炎が60件報告されております。新型コロナワクチン接種後に基礎疾患の悪化や体の不調や変化については、そのような事例はあるかもしれませんが、新型コロナワクチンとの因果関係があるかどうか、現時点では結論づけられておりません。

御質問の本町の現状については、公表されていない区分でありますので、お答えができません。御理解をいただきたいと思います。

次に、(6) 本町における救急車の出動頻度についてお答えをいたします。

住田分署管内の急病による救急車の出動件数は、令和2年は217件、令和3年は303件、令和4年1月から11月までで201件となっております。令和2年と令和3年を比較すると86件増加しておりますが、令和元年以前でも令和3年程度の出動件数がありました

ので、新型コロナワクチン接種が開始されたことにより救急車の出動件数が増加したとは捉 えておりません。

次に、(7)新型コロナワクチン接種による女性の月経異常や不正出血などの本町の状況 についてお答えをいたします。

新型コロナワクチンが直接的に女性の不正出血や月経不順を起こすことはないと報告されております。女性の月経周期は様々な環境ストレスや生活の変化からの影響を受けるので、副反応による発熱やだるさなどのストレスで月経周期が乱れたり不正出血が起こる可能性は考えられます。

また、妊婦の新型コロナワクチン接種による流産や死産について、アメリカやイギリスで新型コロナワクチンを接種した妊婦の調査をしたところ、流産や死産などが起こる確率は接種しない妊婦と変わりがないと報告されていますので、ワクチン接種により妊婦の流産や死産が著しく増加したという報告は受けておりません。

議員御質問の本町における状況については、これも公表されておらず、お答えしかねます ので、御理解をお願いします。

次に、(8)人体への悪影響を受けた疑いのある住民調査などについてお答えをいたします。

新型コロナワクチン接種については、予防接種法の規定により第1号法定受託事務とされている新型コロナワクチンに係る特例的な臨時接種に係る国、都道府県及び市町村の事務とされているものであります。御質問の新型コロナワクチン接種による人体への悪影響を受けた疑いのある住民の調査については、町独自で調査を実施するものではないものと捉えております。

また、町独自で被害者救済についてですが、予防接種において健康被害がある場合は国の 予防接種健康被害救済制度により救済されることとなりますので、町独自で実施することは 考えておりませんが、御相談できる体制は整えております。

次に、(9)新型コロナワクチン接種を施す医療従事者等により接種希望者へ十分に説明 がなされてきたものか、町の見解についてお答えをいたします。

医療従事者等による接種希望者へ十分な説明がなされたのかという御質問ですが、町では 社会体育館などで集団接種をしており、十分な説明ができない場合も想定されるため、ワク チン接種を希望される町民の皆様に事前に説明書を配布しており、御理解していただいた上 で接種会場にお越しいただいているものと捉えております。また、会場では、保健師、看護 師による予診票確認、医師による診察を行っており、ワクチン接種に関して御不明な点があれば御相談いただける体制を整えて接種していただいております。今まで接種された方は十分に御理解していただいた上で接種していただいていると捉えているところであります。

〇議長(瀧本正德君) 再質問を許します。

水野正勝君。

以上であります。

○1番(水野正勝君) それでは、再質問させていただきます。

これまで町として取り組んできましたコロナウイルス感染症の対策ということでありますが、基本的には国が示す対策にのっとって取り組んでこられたというような見解だったかと 思います。

まず、マスクの話が先ほど町長の答弁でありましたが、改めてマスクの効果、国によっては、そういった習慣ですとか、風土の関係があって、もともとなじまなかった、それに伴って、雪崩式といいますか、国によってはマスクを自然的に外すような流れで現在に至ったのかなというような見解だったかと思います。日本ではなじんだということで、こうやって今もつけている状況にあるんですけれども、改めてこのマスクの予防効果、マスクの着用による感染抑制ですとか、流行の抑制、そのような効果があるものなのか、日本としてはどのような御見解でこの対策をしてきたのか、町としてはどのような見解をお持ちか、伺えればと思います。

- 〇議長(瀧本正德君) 保健福祉課長。
- **〇保健福祉課長(千葉英彦君)** ただいまの議員のマスク着用の件の御質問についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症の感染経路は、せき、くしゃみ、会話等のときに排出されるエアロゾルの吸入、接触感染等と考えられているものです。マスク着用については、屋内において他者との身体的距離、日本では2メートル以上が目安ですけども、それが取れない場合であるとか、他者と距離を取れるが会話を行う場合、屋外においては、他者と距離が取れず会話を行う場合などはマスクの着用が推奨されているものです。

町といたしましても、感染症対策ですので、私たちだけがするとかしないとかという判断よりは、国全体を挙げて感染症対策に取り組むという姿勢が必要だと思いますので、引き続き国の示された対策に基づいて町としても対策を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(瀧本正德君) 水野正勝君。
- ○1番(水野正勝君) マスクに関しては国のほうでも少しずつ指針が出されているようで、 先ほど保健福祉課長からの答弁のとおりで、屋外では原則必要ありません。また、室内にお いても、距離が取れてたり、密な会話がなければ外してもいい、そのような見解もあったか と思われます。

ただ、なかなかそういった指針が出ても、心理的な部分が関わっているせいか、実際にそれが一般で広がっているかというと、ちょっと疑問な部分もありますが、いずれ国のほうで 抜本的なそういった方針が出れば、いずれ町のほうでもマスクに関する対応が変わってくるのかなと、今後期待していきたいなという見解であります。

改めて、日本が今、新規感染者数ほぼ世界で1番というような形でデータ上、上がってきていると思うんですけども、先ほど町長の答弁の中では、外国ではいろいろ事情が変わっている部分があって、そういった感染者数が少なかったり、死者数が少なかったり、あと、あるいは、捉え方によっては、先進国はじめ、国によってはまだまだコロナは増加しているし、収束したというような世界的見解はないのでないかなというお話だったかと思います。

日本はこれだけ陽性者数、日に日に、ここ半年といいますか、期間の中で増加してきたという経緯が、なかなか政府のほうからですとか、各重要機関のほうから見解もないのかなというふうに私は捉えております。非常にこれ、お聞きしても苦しい答弁になるかとは思うんですが、可能な範囲で、町として原因がどのような部分にあるのか、まだまだ我々のマスクのつけ方、消毒が足りない、換気が足りない、ワクチン接種が足りない、そのような見解にあって新規感染者が増えているのかなど、もし持ち合わせているような町としての見解があれば、この原因、改めていま一度お聞かせいただければなと思います。

- 〇議長(瀧本正德君) 保健福祉課長。
- **〇保健福祉課長(千葉英彦君)** ただいまの御質問のコロナが増えたというような要因について町の見解というところでございますが、そこについては、私たちも専門家ではございませんので、そういうことに対して要因がどうだというところは知見も持ち合わせてございませんので、お答えするということは難しいのかなというふうに思ってます。

ただ、要因としては、寒くなってきて換気がだんだんしてこなかったとか、そういう部分 も考えられますので、そういうところは一つの要因としてなっているでしょうし、ワクチン 接種につきましては、2回目、3回目して、数回か接種していただいているわけですけども、 ワクチンでありますので、2か月、3か月たつとその効果が薄れていくというようなことも 考えられるというようなこともありますので、様々な要因があっての増加というようなふう に捉えられるのかなというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(瀧本正德君) 水野正勝君。
- ○1番(水野正勝君) 季節的にも、冬ですので、確かにそのとおりで、体温が下がったり、 体調を崩しやすいという時期ですので、そういったのも重なって起きてるのかなというのも、 確かにそのとおりの見解かと思います。

ワクチン接種に関わって、接種をしても効果が下がるのでまた打たなければならない、続けて、重ねて打たなければならないというようなお話もあったかと思いますが、感染者数を抑えたりですとか、予防効果を発揮させるために、やはり回数をまだまだこれからも、今、3か月周期ということだと思いますが、必要なものなのか。今、5回目の2価ワクチン、オミクロン株対応のワクチン接種が今行われている真っただ中と思われますが、その辺り、もし町としての見通しの見解がありましたらば、伺いたいと思います。

- 〇議長(瀧本正德君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(千葉英彦君) ただいまの御質問にお答えします。

ワクチンが今後続くのかというような御質問でございますけども、そこにつきましては、 国のほうで判断されるというふうに認識しております。住田町でどうこうという部分ではご ざいませんので、国が接種をすると言えば、そのように町としても対応していくという考え でございます。

以上です。

- 〇議長(瀧本正德君) 水野正勝君。
- ○1番(水野正勝君) この新型コロナワクチンと新規感染者数という部分のお話なんですが、なかなか政府のほうから正式に出ていませんし、公になっている部分というのでいけば、まだまだ周知は足りないのかなというものなんですが、私のほうで調べて把握しているものにおきますと、明らかにワクチン接種の、特に3回目以降ですか、3回目接種の後、そして4回目接種、そして今この10月、11月の5回目接種ということなんですが、この接種数の割合、グラフと新規感染者数のグラフが相関関係にあるというような統計データも一部、御存じの方もいらっしゃると思いますが、出てきております。

こちらが実際に政府の正式見解ではないものの、実際、情況証拠といいますか、起きてい

る状況としては、日本にかかわらず、ワクチン先進国と言われましたイスラエルですとか、 そういった3回目接種、4回目接種と大規模に行った国では、同じような相関性のあるグラフというのが状況証拠で出ているようであります。こちらは町としてどうのこうのということでもありませんので、改めて私のほうから紹介させてもらいたい話になります。

このワクチン接種でありますが、先ほども死亡者数ですとか、後遺症の重篤者数の数などの話もありましたが、非常にこれまだまだ情報周知も足りず、深刻な問題だと私は正直捉えております。学者の中には、これはもう本当に人類史上最大の世界的な大薬害だということでお話しにもなっているようで、本当にこれは私は早急に国として、そして各自治体としてできる限りの対応をすべきというふうに思っているのですが、改めて町として、このワクチン後の後遺症ですとか、症状ですとか、住民の声など、そのようなものが届いているものがあれば、伺えればと思います。

- 〇議長(瀧本正德君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(干葉英彦君) ただいまの水野議員のワクチン接種後の長引く後遺症、後遺症というか、長引く症状について町のほうにお話があるかというような御質問でございますが、町としては、接種して1週間なりでちょっと体調が悪いとかというようなお話は聞いておりますし、ワクチン接種につきましては、そういう接種したところが痛くなるとか、熱が出るとかというような情報はお聞きしてますが、1か月以上体調が不良であるとか、そういうお話については、現在、私たちのところはお聞きしていない状況でございます。
- 〇議長(瀧本正德君) 水野正勝君。
- ○1番(水野正勝君) これは私の個人的な見解もですし、各、この問題に取り組んでらっしゃる専門家の方々、研究者の方々も言っている話になってくるんですが、この実際の被害者といいますか、そういったワクチンの後の後遺症の方々というのはまだまだ表に出てきていない状況なのではないかと。泣き寝入りの状態なのではないかなというふうに警鐘を鳴らしている方もいらっしゃいます。

特にもこの関連死、因果関係はまだまだ多くが不明というような国の見解ではありますが、この因果関係の高いという死亡例がやはり、どうもやっぱりデータ上そろってきておりまして、1か月以内の山なりで下っていくような、特に1週間以内、2週間以内、そして3週間以内というような形で明らかな死亡者の因果関係もちょっと疑われるようなデータというのもそろってきているようであります。

この死亡者に関わって、私も知り合いの葬儀の事業をやってらっしゃる方からお話を伺っ

たりすると、やはり、各遺族の方々のお話かとは思うんですが、どうしてもやっぱり疑わしいと。状況証拠としてワクチン接種しか考えられない、そのような遺族のお話も実際の葬儀の現場で耳にする機会も少なくないと。そして、火葬場のほうも、特に盛岡のほうをはじめ、大都市圏では非常に今混み合っている状況で、なかなか待っている状態というような遺族の方々も多くあるというようなお話であります。

今年の2月になるんですけれども、国のほうで、オミクロン株の感染流行に対応した広域 火葬計画の整備についてというような通知文書のタイトルで、今年の2月の7日になります、 国の厚生労働省のほうから都道府県、各市町村に、担当課、部局への通知のお話が届いてた のかなというふうにお見受けしております。これは2月の段階でオミクロン株が流行する可 能性があるので、それを先回りして、もしそれ以外の、震災ですとか、そういった場合も恐 らく想定しての広域的な火葬の計画整備の通知といいますか、警告といいますか、要請とい うような内容かと思います。

こちらが住田町にもまず届いてきていたものなのか、そしてまた、これに関わって、気仙 管内ですとか、ほかの市町村などとこれに関して議論ですとか、連携など、お話がこれまで あったものなのか、伺いたいと思います。

- 〇議長(瀧本正德君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(千葉英彦君) ただいまの御質問にお答えします。

オミクロン株の広域の火葬計画という部分でございますが、その通知につきましては、現在のところ、届いてはいるとは思われます。その通知を私は確認しておりませんが、有事の際の場合とかは広域的に対応するように行っておりますので、特にも東日本大震災であるとか、そういう場合の数多くの死者の方たちの火葬の部分というところは広域的に実施されているものでございます。国のほうとしても、最悪の事態を備えての広域的に対応していただきたいという意味での計画での発出だったというふうに認識しておりますので、そういう場合には町としてもそのような対応をしていくというふうに捉えております。

以上です。

- 〇議長(瀧本正德君) 水野正勝君。
- ○1番(水野正勝君) ちょっと町のほうでも通知は届いているとは思うんですが、なかなか、 ただ、これはやはり大都市圏ですとか、人口の多い地域のほうが特に急を要するような国か らの通知だったのかなと私も認識しております。

これに関わってくる話で、続きなんですが、やはり前回も質問させていただきました超過

死亡ですね。人のお亡くなりになられた人口の動向ということで、去年、そして今年に関わってということなんですが、一応こちらのほうで抑えているデータとしまして、まずもって、前回答弁にもありました2021年度ですけども、まず、約6万7,000人の方が通年よりも、平年よりも多く亡くなられた。そして、今年、2022年なんですけども、厚生労働省で発表してある最新の情報までをまとめたところ、今年の9月時点ですね、今年の9月時点で既に約7万人の方が超過死亡として計上されているというお話で、恐らくこのままいくと、1年通すと約10万人に上がる勢いではないかなという一部の専門家の懸念もあるようですけども、改めて超過死亡とコロナワクチンとの因果関係が、非常に私はこれ疑わしいと。原因がそれ以外考えられないということで、大震災もあったわけでもないですし、大きな人的被害のある水害が今年あったわけでもないという中で、どんどん増えてきていると。

そして、この超過死亡の月別のデータを見ると、先ほどもお話ししたように、2月、3月の3回目接種のワクチン接種の時期と、そして今年8月ほどの4回目接種の時期と、超過死亡の数値の跳ね上がりが非常にリンクしてるということで、統計上のまとめられたデータでこれもそろってきております。改めて、今、国で起きている超過死亡の大問題とワクチンとの因果関係ということで話なんですけども、町として死亡者数、今回は通告に出しておりませんが、その後どのような経過として認識されているものか、細かい数字でなくてよろしいですので、ひとつお話しいただければなと思います。

- 〇議長(瀧本正德君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(千葉英彦君) ただいまの水野議員の超過死亡とワクチン接種の因果関係という御質問でございますが、そこの部分につきましては、国でも因果関係を示されておりませんし、町といたしましても、専門的な知見がございませんので、その部分について因果関係がどうだという部分についてはお答えしかねる質問であるというふうに認識しておりますので、御理解ください。
- 〇議長(瀧本正德君) 水野正勝君。
- ○1番(水野正勝君) それでは、まず、現状におけるコロナワクチンの後遺症ですとか副反応の被害者の方に対する町としての姿勢、対応の今後の方向性というところなんですけども、町としては、以前からもお話があったように、予防接種健康被害救済制度の制度周知ですとか、あとは、周知になります。この救済制度の問合せですとか、利用状況ですとか、その辺り、町が把握されているものあれば、改めて伺いたいと思います。
- 〇議長(瀧本正德君) 保健福祉課長。

〇保健福祉課長(千葉英彦君) お答えします。

ただいまの予防接種の健康被害救済制度の御利用した方につきましては、1件ございました。あと、その他については、相談というものについては当町のほうではないと。手続をした方については1件ありましたという状況になっております。

以上です。

- 〇議長(瀧本正德君) 水野正勝君。
- ○1番(水野正勝君) 先ほどの専門家の方々がおっしゃる泣き寝入り状態もあるんではないかと。そして、これは私の見解も含めてくるんですけども、全く何が起きているか分からないと。状況もつかめていないという国民の方、住民の方というのもいらっしゃるかと思います。改めてこういった可能性がゼロではないという部分の話でいけば、こういった救済制度の周知ですとか案内というのは非常に今後重要だと思います。その辺の周知という部分で、町として現在取り組まれている状況というのは何かありますでしょうか。
- 〇議長(瀧本正德君) 保健福祉課長。
- 〇保健福祉課長(千葉英彦君) お答えします。

ワクチン接種の健康被害救済制度の部分につきましては、皆さんにお配りしている、接種 券とともにお配りしている説明書の中に健康被害救済制度がありますという形で周知はさせ ていただいているところです。町としては、住田テレビを使うとか、広報に載せるとか、改 めてそういう部分はしておりませんが、今後、機会を捉えながら説明をしていくという形に なろうかと思います。

以上です。

- 〇議長(瀧本正德君) 水野正勝君。
- ○1番(水野正勝君) 私のほうでもこういった被害者の方をお救いするといいますか、手を 差し伸べるというような方向でいった場合に、ほかの制度があるようであります。医薬品副 作用被害救済制度といった副作用の被害報告を受け付ける制度ということで、こちらはPM DAと通称で言われているものであります、独立行政法人医薬品医療機器総合機構というと ころで受け付けている制度のようでありますが、こちらは、医療従事者がそういった医薬品 を取り扱った上で副作用の疑いがこれは疑われるといった場合は、これは義務として報告す べき制度というようなものがあるようであります。また、服用した患者側の方もこういった 救済制度に報告を上げるということも可能なようであります。

こういった制度のほう、町のほうで把握されていたものか、また、健康被害救済制度と併

せて、こちらの医薬品副作用被害救済制度も住民に告知しながら、丁寧な対応を取っていく べきと私は考えますが、町の見解を伺いたいと思います。

- 〇議長(瀧本正德君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(千葉英彦君) ただいまの医薬品被害救済制度の部分についてお答えします。 その制度につきましては、予防接種を行う上では制度上あるものですので、町としては把握していたものでございます。その中で、新型コロナワクチンとの部分の関係でございますが、基本的には予防接種の健康被害救済制度を御活用していただくというところがメインになろうかと思いますので、そちらのほうを全面的に周知させていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長(瀧本正徳君) ここで、1番、水野正勝君の一般質問を保留し、午後1時まで休憩します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

〇議長(瀧本正徳君) 再開します。

休憩前に保留いたしました1番、水野正勝君の再質問を許します。 水野正勝君。

○1番(水野正勝君) コロナワクチンによる健康被害というのは非常に深刻なものであると 捉えさせていただいております。去る10月20日になります。このコロナワクチンの被害 が非常に強く疑われる遺族の方々がお集まりになり、緊急記者会見を開きました。遺族会が 結成と併せてなった模様であります。この遺族会の今後の動きなんですが、やはりこれは薬 害として捉えているようでありまして、国への集団訴訟への準備も併せて開始され、取り組 まれていくというような内容でありました。

このように、状況は非常に、私は非常に危うく、これは大問題だなというふうに日頃から 取り組ませていただいております。もし町内でもこの問題に関しまして町民から問合せです とか相談などあった場合には、真摯で敷居の低い対応のほうを町のほうで取っていただけれ ばなというふうに考えております。 今後は、もし仮に国として薬害であるというような方向性に実際になった場合に、各自治体でどのような取組をしてきたかというところは恐らく将来検証される可能性が非常に高いと私も見込んでおります。接種に当たって各自治体で接種希望の方を調査し、その方々へ接種を促すというようなまず位置づけかと私も認識をしております。

現在、町が行っている接種を希望する方々への予診票ですとか接種券の配布というような 部分の対応が、基本的には全世帯へ送っているものなのか、事前に希望者を伺ってからその 方に改めて送っているというような形を取っているのか、その辺り、接種券の送付の形、取 り組み方を伺えればと思います。

- 〇議長(瀧本正德君) 保健福祉課長。
- **〇保健福祉課長(千葉英彦君**) ただいまの御質問にお答えします。

本町の接種券等の配布方法についてですけども、まず、2回通知をお送りしてます。まず 初回につきましては、接種を希望するかどうかのはがきを含めたものを通知書に入れてお送 りします。そのはがきを基に接種を希望する、しないの分類をします。そして、接種を希望 する方には2回目として接種日と予診票等を一緒に通知をするというような形を取っておりますので、一括での送付ということはない状況であります。

以上です。

- 〇議長(瀧本正德君) 水野正勝君。
- ○1番(水野正勝君) 改めて町のほうでは一方的に全世帯へお送りするというような形ではないということで、慎重な取り組み方なのかなとお見受けいたします。

この接種券の配布ということなんですが、民間のこの問題に取り組んでいる組織団体がありまして、その団体の調査によりますと、特に子供の接種券の配布の仕方ですね、こちら各、全国の自治体から、市民の方々からの情報を寄せられて取りまとめられたものがインターネットのほうでも上がってきております。

まず、5歳から11歳のワクチン接種券ですが、一斉送付をしていない自治体が全国では84自治体、岩手県でいきますと葛巻町さんが一斉送付はしていないというような慎重な取組の形を取られているのかなとお見受けしております。また、最近始まりました乳幼児、6か月から4歳以下のコロナワクチン接種券に関しましては、全国では220の自治体が一斉送付をしていないということで、岩手県においては、滝沢市ですとか、紫波町、奥州市というのがその自治体となっているようであります。

引き続き本町におかれましても、このコロナワクチン接種、非常に慎重に対処すべきもの

と考えておりますので、そのような配布といいますか、慎重な希望者の取り方の上で接種を 進めるということを改めて申し述べさせていただきたいと思います。

最後のテーマに移ります。この接種会場におけます実際のワクチン接種に関わって、医療 従事者による説明と合意を基に接種が進められているかというようなところなんですが、先 ほどの町長の答弁ですと、事前に説明書を配布しており、その説明書の理解、把握によって、 ワクチンの安全性ですとか、リスク、そういったものを了承したものとして進めてきたとい うようなお話だったかと思います。

改めて、現場での予診票に同意を取るときのチェックの部分ですとか、実際に接種をされる医療従事者の希望者とのやり取りですとか、その辺りの状況がどのようなものか、見解伺いたいと思います。

- 〇議長(瀧本正德君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(千葉英彦君) ただいまの御質問にお答えします。

まず、ワクチンを接種する場合には、皆さんにワクチンについての説明書をお配りしてます。その中で、先ほども御質問ありました健康被害救済制度のことですとか、あとは、副反応については、その部分の説明書きもさせていただいております。その中には、ごくまれですけども、心筋炎になるとか、そういう症状も出る場合がありますよというような御説明の文書を配布させていただいてます。

接種会場による質問ですけども、様々でございますが、皆さん、例えば現在ですと、インフルエンザのワクチンを打ってきたけども今日打っていいでしょうかというお話であるとか、ちょっと今日血圧が高いんだけどもどうしたらいいですかとか、様々、その時々の接種者の皆様の状況があります。なので、不安になっていることを予診票確認の場であるとか、診察する医師の先生方に御相談をしていただいて、ワクチン接種を進めていただいているような状況です。その場合、体調が不良であるとか、そういうときには接種を御遠慮いただいているというような状況になっております。

以上です。

- 〇議長(瀧本正德君) 水野正勝君。
- ○1番(水野正勝君) 私もこれまだまだ勉強不足で、少し調べた程度で正直ありますが、このインフォームド・コンセントというのは非常にデリケートな医療従事者と患者との関係性を表すものなのかなというふうに認識しております。このインフォームド・コンセント、医療従事者から患者に対して医療行為を行うときに、この医療行為によって起こり得るいろん

なリスクですとか、そういった弊害ですとか、そういったものをしっかりと説明、そして、 その説明を受けても、それでも合意をされますということの患者さん側の合意があったとこ ろで初めて成立するというもののようであります。

しかし、非常にまれなケース、数例ではあるんですけれども、このインフォームド・コンセントの違反に関わって民事訴訟というのも過去、日本では本当少ない事例ではあるんですが、起きているという話であります。要するに、患者側からすれば、説明が不足していたりですとか、またはお医者さんの話になかったようなことが起きたりというようなことに関わって、訴訟を起こされて、そして、それでおおよそは患者側が今まで勝訴されてきたというような事例も実際に起きているようであります。非常にここは今後もこの取組に関わって焦点になるかと思います。町としても引き続き慎重な取組としてこちらに関してはやっていくべきと考えます。

時間になりました。以上をもちまして私の質問とさせていただきます。

○議長(瀧本正徳君) これで、1番、水野正勝君の質問を終わります。

◇ 佐々木 信 一 君

〇議長(瀧本正德君) 4番、佐々木信一君。

[4番 佐々木信一君質問壇登壇]

○4番(佐々木信一君) 4番、佐々木信一です。一般質問最後になります。

通告により、町長に大きく2項目質問いたします。

大きい1点目、自然エネルギーの取組について。

ウクライナ危機などの背景に燃料高騰や電気の需給が逼迫するおそれがあり、政府は今冬の全国規模で節電要請を決めました。世界的な脱炭素の動きもあり、エネルギー問題や地球温暖化などの環境問題は大きな問題であります。本町においても、再生可能な自然エネルギーへの取組が必要と考えることから、次の点をお伺いいたします。

1点目、地域に眠る自然エネルギーの掘り起こしと豊富にある資源の活用をどう進めてい く考えか、お伺いいたします。

2点目、石油や石炭など化石燃料の使用削減において、今後、風力、太陽光、水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの本格的な普及が求められています。本町のエネルギー政

策の全体計画の進捗状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

3点目、林地残材や未利用材を活用し、再生可能エネルギーをどう進めていくのか、お伺いします。

4点目、新エネルギー機器設置補助対象に太陽光発電、蓄電池も補助対象に取り入れるべきと考えますがどうか、お伺いいたします。

大きい2点目、ニホンジカ駆除、地域資源への活用についてお伺いします。

大槌町ではニホンジカによる農作物被害の減少を目的とし、有害鳥獣駆除に取り組んでおります。鹿肉加工場を整備し、駆除した鹿肉を食用肉として販売するなど、地域資源をジビエとして活用しております。本町でも年間1,000頭以上の鹿が捕獲され、駆除、処分されております。次の点をお伺いいたします。

1点目、本町でも農作物被害は年々拡大し、有害駆除にも取り組んでいます。鹿肉加工場を整備し、食肉として販売する考えはないか、お伺いいたします。

1点目の質問を終わります。

○議長(瀧本正徳君) 答弁を求めます。

町長、神田謙一君。

〔町長 神田謙一君登壇〕

○町長(神田謙一君) 佐々木信一議員の御質問にお答えをいたします。

1項目めの自然エネルギーの取組についての(1)の自然エネルギーの掘り起こしと豊富 にある資源の活用についてお答えをいたします。

本町では再生可能エネルギーの普及促進に関し、平成13年に住田町新エネルギービジョン、平成29年に住田町再生可能エネルギー活用推進計画をそれぞれ策定し、事業の推進を図ってきております。

本町での再生可能エネルギーへの取組は、町内の豊富な森林資源を活用し、循環型地域社会の実現を目指した木質バイオマスエネルギーが主体であり、ペレットストーブやチップ及びペレットボイラーなどが導入されております。また、防災拠点となっている役場庁舎をはじめ、各地区公民館、保健福祉センター、社会体育館、生涯スポーツセンターなどを含む公共施設や民間での太陽光発電設備、風力発電等のエネルギーの普及を推進してきたところであります。

今後におきましても、再生可能エネルギー活用推進計画に掲げる本町の特性でもある地域 資源を生かした木質バイオマスエネルギーを主体として、太陽光、風力のそれぞれの用途や 効果を検証しながら、自然環境との調和にも配慮しつつ、普及を啓発していきたいと考えております。また、木質バイオマス、太陽光、風力のほかにも、本町で利用可能な自然エネルギーの発掘も視野に入れながら、再生可能エネルギーの活用の可能性を検討していきたいと考えておりますが、費用対効果など経済性も含め検討していく必要があるものと捉えております。

次に、(2)の本町のエネルギー政策の全体計画の進捗状況についてお答えをいたします。 本町では、先ほどお話ししたとおり、住田町新エネルギービジョンと住田町再生可能エネルギー活用推進計画をそれぞれ策定し、エネルギー政策に係る事業の推進を図ってきております。特にも町再生可能エネルギー活用推進計画では、本町における再生可能エネルギーの用途と導入効果を明記し、太陽光、風力、バイオマス、小水力の4つの再生可能エネルギーの導入の選別をすることで、町が最優先で取り組むべきものを木質バイオマスとしているところであります。そのほかについては、公共施設への太陽光発電設備の導入以外は、導入する住民や事業者等への支援や協力という形で推進してきたところであります。

事業の進捗についてでありますが、木質バイオマスエネルギーにつきましては、近年においては役場庁舎や大船渡地区消防組合住田分署へのペレットボイラーの導入、特別養護老人ホームすみた荘へのチップボイラーの設置、木質燃料燃焼機器購入への補助を行ってきております。

太陽光発電設備につきましては、公共施設では役場庁舎、各地区公民館など11か所に設置し、民間では、各住民への設置に加え、事業者での設置では、上有住字新田の町有地において、およそ2.1メガワットの規模で稼働しており、ソーラー照明については、公共施設周辺に51基を設置している状況であります。

また、風力発電につきましては、民間事業者において、本町と遠野市にまたがる山の尾根上にある旧名古根牧場跡地とその周辺などに出力4,200キロワットの風力発電設備が、本町分10基を含む27基が設置され、間もなく稼働する見込みとなっている状況であります。

次に、(3) 林地残材や未利用材の活用についてお答えをいたします。

木質バイオマスエネルギーの活用につきましては、住田町再生可能エネルギー活用推進計画におきましても最優先に取り組むべきものと位置づけているところであります。特にも議員御質問の林地残材や未利用材の活用は本町の課題として捉えているところであり、それら材の収集、運搬から燃料化までのシステム化につきましては、早急に取組を進めてまいりた

いと考えているところであります。

具体的には、町内の山林内に切り捨てられている間伐材等を資源として地域住民の方々等で搬出していただき、受け手である林業事業体から搬出量に応じた対価を得られるという仕組みであります。地域経済の活性化だけでなく、山林内に放置されていた残材を解消し利活用する方法として本システムの構築検討を進めてきたところであり、これまでに事業主体を気仙地方森林組合とすること、担い手としてすみた山助隊が行うこと、統一的なルールの下活動することなどが検討されてきたところであります。

また、実証試験も行ってきたところでございますが、ここ数年コロナ禍にあって、活動の 制限や自粛を余儀なくされていることから、改めまして森林組合と協議しながら、本システ ムの本格稼働を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、(4)の太陽光発電、蓄電池の補助対象についてお答えをいたします。

住田町新エネルギー機器設置費補助事業についての御質問と思いますが、当該補助事業につきましては、地球環境への負荷の少ない地域社会を構築するため、住宅や事業者における太陽光発電システム、エコキュート、エネファーム、LED照明器具などの新エネルギー及び省エネルギー機器の設置に対する経費に対して一定額を補助するものでありましたが、平成29年度で終了しております。現在は御質問に該当する町単独での補助事業はないものでありますが、今後におきましては、脱炭素社会の実現に向けた取組の一つの在り方として注視していきたいと考えております。

次に、2項目めの鹿の地域資源活用についてお答えをいたします。

ニホンジカの有害捕獲頭数は令和3年度実績で1,049頭となっておりますが、ニホンジカについては、東日本大震災における東京電力福島第一原発事故以降、今日に至るまで、 県内全域において利用自粛制限がかかっていることから、本町においては鹿の肉を販売することができず、自家消費以外は廃棄となっている現状となっております。

ニホンジカをジビエとして活用するには、良質なジビエの捕獲の技術確立、速やかな加工処理、加工施設までの運搬方法など、厚生労働省が定めているガイドラインに沿った衛生管理が非常に大きな課題となるほか、岩手県の出荷検査方式に基づく放射性物質検査の全頭実施、安定的な流通先の確保、そして消費の拡大が絶対的条件になるものと捉えております。ジビエは一般的に都市部の飲食店で消費される傾向にあるようですが、コロナ禍による外食需要の低迷も相まって、ジビエ加工処理施設の経営は非常に厳しく、日本ジビエ振興協会によれば、国内の大半のジビエ加工処理施設で採算が取れていないのが現状のようであります。

しかしながら、町としては、鳥獣害による農作物被害を縮小したいという思いは佐々木議 員と同様でございますので、町内において鹿肉加工場の整備に取り組みたいという事業体が あれば、補助事業の活用などについてぜひ御相談いただきたいと考えているところでありま す。

〇議長(瀧本正徳君)再質問を許します。佐々木信一君。

- ○4番(佐々木信一君) エネルギーについてですけども、まずは今、町長のほうから答弁がありましたとおり、新エネルギーに向けて町内では様々な資源活用した、木質バイオマスを利用した熱利用や自然エネルギー、再生可能エネルギーの政策があります。今後、その政策転換の時期が来ていると思いますけども、今後どういうふうに考え、進めていくのか、取りあえず1回目をお伺いします。
- 〇議長(瀧本正德君) 企画財政課長、横澤広幸君。
- ○企画財政課長(横澤広幸君) 新エネの関係ですけれども、町長の答弁にもあったとおりですけれども、脱炭素の取組、あるいは温暖化対策、その地域で取り組むべき成長戦略であったり、あとは再生可能エネルギーなどの地域が持つ様々な資源を活用するような取組、そういったところを地域経済循環や地域創生を実現する機会というふうに捉えておりますので、そういったところで意識しながら進めてまいりたいというふうに感じております。以上でございます。

以上しこといより。

- 〇議長(瀧本正德君) 佐々木信一君。
- ○4番(佐々木信一君) 意識しながら取り組んでいくという部分ですけども、それで、ウクライナ危機に伴い、電気価格が高騰しておるわけですけども、住田町の公共施設での電気料金は当初見込みの金額より年間で電気料はどのくらい増える見通しなのか、また、節電に対する対策をどう進めていくのか、お伺いいたします。
- ○議長(瀧本正徳君) ここで、暫時休憩します。

休憩 午後 1時26分

再開 午後 1時27分

〇議長(瀧本正徳君) 再開します。

総務課長、山田研君。

- ○総務課長(山田 研君) 公共施設の電気量の関係でございます。例えば庁舎で見ますと、 大体前年度比で30%ほど増加するというふうなことで考えてございます。今回の電気料に つきましては、補正予算のほうに上程させていただきたいと考えてございます。 以上でございます。
- 〇議長(瀧本正德君) 佐々木信一君。
- ○4番(佐々木信一君) このように、30%ぐらい増加するという見込みであります。それで、ウクライナ侵攻などや円安の進行で石油や液化天然ガスの価格高騰で東北電力では32.9%の大幅な値上げを申請をしております。2023年4月1日の実施を目指しているという報道です。許可があれば標準価格の家庭で30アンペアで月額260ワットを使用した場合、1か月当たり2,717円の増加になり、年額で3万5,000円の負担になります。生活困難者や家計にも大きな負担になるわけですけども、これをどう受け止めて、どのように対処していくお考えか、お伺いいたします。
- ○議長(瀧本正徳君) ここで、暫時休憩します。

休憩 午後 1時29分

再開 午後 1時29分

- 〇議長(瀧本正徳君)
 再開します。

 町長。
- ○町長(神田謙一君) まさにウクライナでのロシアの侵攻なり為替の影響なり、日本におけるエネルギーの状況、自給力のなさという部分が今につながっているというふうに考えます。 当町においては、やはり地球全体でのCO₂、脱炭素の動きというのは当然進めるべきだろ

うという観点からも政策は進めてまいりたいと考えております。

- 〇議長(瀧本正德君) 佐々木信一君。
- ○4番(佐々木信一君) そういうことで、とにかくエネルギーの需要は高まっているわけですけども、値段がだんだん上がってくるという部分になってきております。なかなかエネルギーの需給の部分は難しくなってくるのかなと考えておりますけども、東日本大震災でもいるいろ経験したわけですけども、日常に明かりがともり、家庭や企業での節電を意識した暮

らし方も経験してきました。燃料や天然ガス輸入価格の高騰で、その影響は家庭にも及ぶわけですけども、今後、幅広いエネルギーの供給手段として再生可能エネルギーの開発は急務であると思います。町内には水資源が多くありますので、水力発電、エネルギーの地産地消に取り組むべきと考えますが、どう進めていく考えか、お伺いいたします。

- 〇議長(瀧本正德君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(横澤広幸君) 先ほどの町長の答弁にもございましたとおり、本町におきましてのエネルギー政策につきましては、木質バイオマスにつきましては、町が主体となって取り組んでまいります。あと、太陽光発電、あるいは風力発電、水力発電につきましては、民間事業者様の導入があれば、そういった支援をしていくという形で考えてございます。今後とも水力発電等の事業者がこちらのほうに来る場合であれば、こちらのほうで適地なところを案内できたりとか、そういったところを取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

- 〇議長(瀧本正德君) 佐々木信一君。
- ○4番(佐々木信一君) 事業者等があれば推進していくということでありますけども、何せ エネルギーと地産地消という部分を考えていけば、町でもある程度進めていく必要があるの かと考えます。その部分でいくと、どういうふうな進め方という部分はあるとは思いますけ ども、小水力発電の取組等、どういうふう進めていく考えがあるかないか、お伺いいたしま す。
- 〇議長(瀧本正德君) 副町長、横澤 孝君。
- ○副町長(横澤 孝君) 町としては、今まで町長が答弁したとおり、まず、木質バイオマス エネルギーを主に町が主体としてやっていく。それから、他の再生エネルギー、例えば太陽 光、風力発電、小水力などというこれからの新しいエネルギーについては、事業者の皆様に 事業を開始していただければ、町のほうでできる支援はしていくというスタンスでございま すので、それぞれの役割を持ちながら進めていきたいと思います。
- 〇議長(瀧本正德君) 佐々木信一君。
- ○4番(佐々木信一君) 支援をしていくという形になりますが、そういう企業が出てくれば 支援をするということです。

蓄電池のお話ですけども、答弁にもありましたように、平成29年で終わっているという 部分ですけども、町内には太陽光を設置しているところが多くあります。その蓄電池は金額 もちょっと高価でありますし、導入するのにもちょっと大変かなと思います。補助があれば 電気代の価格高騰や節電にもつながると思いますので、その補助対象にどうか組み入れられ ないのか、お伺いいたします。

- 〇議長(瀧本正德君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(横澤広幸君) 補助金制度につきましては、先ほど申しましたとおり、平成29年度で終了してございます。その際は、町長の答弁にもございましたけれども、LED照明でありますとか、省エネの機器につきまして一定額を補助したものでございますけれども、その際、太陽光発電システムについてはあったんですけれども、蓄電池については当時ございませんでした。ただいま蓄電池ということですけれども、太陽光発電のパネルのほうが、例えば補助金設置から10年とか5年とか経過してございますので、そういったことの新規導入をするのか、例えばそういった方々につけるのかというところにつきましては、県内の自治体の状況を鑑みまして検討させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。
- 〇議長(瀧本正德君) 佐々木信一君。
- ○4番(佐々木信一君) 太陽光を設置してから結構年数たってるところもありますし、また、 最近つけているところもあると思います。そういった部分で、やはり太陽光は日中しか発電 しませんので、そういった部分、夜間の使用となればやはり蓄電池があれば結構助かるのか なと思います。そういった部分で、再度ですけども、蓄電池に対する補助制度などを設ける 考えはないか、お伺いいたします。
- 〇議長(瀧本正德君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(横澤広幸君) 繰り返しになって恐縮ですけれども、今、開発計画と、あと総合計画のほうでも脱炭素に取り組むGXのほうに取組を開始します。そういった中で、可能であれば、先ほどの繰り返しになりますが、県内の状況を踏まえまして、蓄電池の重要性につきましては、非常時等において有効でありますし、そういった観点から、様々なところからそういったことも含めて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

- 〇議長(瀧本正德君) 佐々木信一君。
- ○4番(佐々木信一君) 林地残材のことですけども、先ほど町長の答弁にもありましたけども、町民が参加する形で未利用間伐材などの収集システム、すみた山助隊の設置と、地域通貨券を進めてきていると思うんですけども、本格的な運用を目指しているとは思うんですけ

ども、今後どういうふうな形で進めていくのか、お伺いいたします。

- 〇議長(瀧本正德君) 林政課長、菊田賢一君。
- ○林政課長(菊田賢一君) 林地残材の活用についてでございますが、林地残材の活用につきましては、令和元年度あたりから構想を膨らませておりまして、実証実験なども行っております。山助隊というのは、林地残材を運んでいただく方を登録して、車両の登録ですとか、個人の登録、そういった部分を組織した形で林地残材の有効活用を図ろうとするものでございます。昨今、コロナ禍にあって、なかなか周知ですとか、ちょっと導入に至る詳細な部分を詰め切れておりませんが、今後、来年度の導入に向けた形で進めてまいりたいと考えております。
- 〇議長(瀧本正德君) 佐々木信一君。
- ○4番(佐々木信一君) 来年度に向けて進めていくということで、早めに進めていってもらいたいと思います。

それでは、大きい2点目のジビエに関してですけども、今までも何回もジビエに関する活用などを取り上げてきましたけども、衛生面の観点から難しいという部分とか、あと、それから、町長の答弁にもありましたけども、県でのセシウムの解除がなっていないという部分であります。なかなか前には進んでいませんけども、できるだけ進めていただきたいと考えてはいるんですが、今の段階では難しいという部分はあります。

それで、農林水産省の調べでは、2021年度のジビエ利用量は2,127トンで、前年度に比べると17.5%増の317トンが増加しております。それで、鹿肉は食用向けと販売数量が27.5%増の947トン、全体で44.5%を占めており、食肉向け販売数量は1,324トンで、ペットフード向けが656トンでした。なかなかジビエが伸びているという部分です。食肉処理施設での野生鳥獣を処理して得た金額が39億3,700万円で、そのうち鹿肉の食肉販売が20億5,600万円と大幅に増加したとあります。

農林水産省ではジビエ利用量を25年度に4,000トンにする目標を掲げております。 本町でも地域資源として活用し、学校給食やふるさと納税の返礼品、また、地域の所得向上 につながると思いますので、ぜひ加工場を設置すべきと考えますが、どうでしょうか。

- 〇議長(瀧本正德君) 農政課長、佐々木光彦君。
- ○農政課長(佐々木光彦君) 鹿肉加工場の整備という部分につきましては、先ほど町長の答 弁でもございましたとおりでございますけども、いずれ佐々木議員がおっしゃっているよう な様々な課題、クリアしなければいけない課題がたくさんあるというのがまず一つとなって

おります。

そういった中で、これらの課題を全てクリアをしていったと仮定をしまして、そういう鹿肉加工場の整備に取り組みたいという事業体がいるのであれば、補助事業等の活用等について御相談をいただきたいという答弁を町長のほうからもさせていただきましたので、そういう形で対応させていただきたいというふうに思っております。

- 〇議長(瀧本正德君) 佐々木信一君。
- ○4番(佐々木信一君) そういう業者がというか、地域で担える人が出てくれば幸いかなと思っておりますけども、町でも鹿駆除をするのに1,000万円以上かけて駆除しているわけです。それで、山中で捕獲した鹿を冷やしながら運搬する小型保冷車の導入などで、捕獲から運搬、そして一時的処理が衛生的に行われるという部分がありますので、そういった安全性を確保ができる小型保冷車などを導入して、ジビエをもう少しうまく活用できる取組があればいいかなと考えておりますけども、そういう考えはないか、お伺いいたします。
- 〇議長(瀧本正德君) 農政課長。
- ○農政課長(佐々木光彦君) 佐々木議員おっしゃいますとおり、ジビエカーですね、搬送のためのそういう冷却をしながら運ぶ車という部分も補助事業の中ではメニューの中にございますけども、そこの部分だけを解決をしても、それを運んでいった先の処理加工という部分の加工場の整備というような部分、そこでガイドラインを全てクリアしたような形での処理という形も必要となってきますし、ある1か所だけをクリアしても、その先といいますか、全てが、システムの中の全てが課題が解決、クリアされないと、なかなかジビエ事業というのは難しいのではないかなというふうに考えております。
- 〇議長(瀧本正德君) 佐々木信一君。
- ○4番(佐々木信一君) 厳しいわけですけども、それも踏まえながら、一つでも二つでもそういうふうな形を取りながら前のほうに進んでいかなければならないのかなと思います。

それで、例えばジビエの利用拡大に向けての取組の進め方として、国産ジビエ認証制度や 野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針に基づく衛生管理や承認取得が要件となっておりますけ ども、農林水産省ではその推進として、野生鳥獣肉の利用に当たっての捕獲、それから運搬、 食肉処理、加工、調理及び販売、それと消費の各段階における適切な衛生管理の考え方が示 されております。まずできるところから町としても取り組んでいく考えはないのか、お伺い いたします。

〇議長(瀧本正德君) 農政課長。

○農政課長(佐々木光彦君) 再三同じ話になって恐縮でございますが、町として取り組む部分としては、現在のところ計画にないわけでございますけども、例えばですけども、まず一つずつやっていかなければいけないんだろうと思っておりますので、まず第一義的には使用制限の解除をどのようにしていくのかというようなこととか、あるいは最初の部分の捕獲の部分、捕獲の部分につきましては、猟友会さんとの合意形成みたいな部分がまず一つ大きなハードルとなると思いますので、そういった部分なんかを猟友会さんのほうとかと意見交換をするというようなことも必要かと思います。

いずれ、何ていうんでしょう、例えば近場で言えば大槌町さんで現在やられているわけですけども、大槌町さんでもそのシステムをつくるのに二、三年かけて民間の方々がやられたというふうなお話を聞いてございますので、そういった話合いを回数で言うと40回ぐらい何か会合したというお話も伺っておりますけども、そういった話合いを深める中で、そういったシステムの一つずつ課題をクリアしていかなければいけないのではないかなというふうに考えているところでございます。

- 〇議長(瀧本正德君) 佐々木信一君。
- ○4番(佐々木信一君) なかなか進まないわけですけども、大槌町さんでもそういう、二、 三年かけて苦労しながら進めてきたという部分があります。私たちも大槌町には視察に行き たいとは考えてはおりますけども、町では大槌町のMOMIJI株式会社の鹿肉加工工場の 視察は考えているのか、お伺いいたします。
- 〇議長(瀧本正德君) 農政課長。
- ○農政課長(佐々木光彦君) 大槌町さんの施設のほうには視察に既に行っております。沿岸 圏域野生鳥獣害被害防止対策連絡会議というのがございまして、その中で、大槌町さんの施 設を視察に行くと、研修会に行くという場面がございまして、農政課の職員と林政課の職員 が既に視察にお伺いしまして、その際の、大槌町さんのMOMIJIさんですね、そちらの ほうの取組の様子とか、様々な報告をいただいているところでございます。
- 〇議長(瀧本正德君) 佐々木信一君。
- ○4番(佐々木信一君) 視察に行ってきたということです。そうすると、町内でできる、できないという部分も多分見え隠れしたのかなと思います。そういった部分を今後町内に生かせる方向なのか、それとも、やはりかなり厳しいかなという部分で見てきたのか、その辺をお伺いします。
- 〇議長(瀧本正德君) 農政課長。

○農政課長(佐々木光彦君) その際に研修に参加した職員の所感でございますけども、いずれ、まず一つは、猟友会さんとの合意形成、先ほども言いましたけども、そこの部分が関わってくるわけですが、良質なジビエの安定的な供給という部分が住田町で図られるのかどうかというのがまず一つの大きな課題となるというのがあります。

それから、あとは、現在、住田町では野生鳥獣の出荷制限がかけられているわけですけども、それをするためには全頭検査をする必要があります。その全頭検査が現実的に可能なのかどうかという部分とか、あるいは、捕獲したものを大槌町さんでは1時間以内に処理加工場に行って処理をしているというような処理をしているわけですけども、それが広い住田町の中で、沢々が多い住田町の中でそれが果たして可能なのかどうかという部分とか、安定した頭数が確保されるのかといった部分もあるので、もろもろを検討をしたときに、なかなか住田町でこれを、ジビエを事業化するのは難しいのではないかなというような所感を持ったという報告をいただいております。

- 〇議長(瀧本正德君) 佐々木信一君。
- ○4番(佐々木信一君) いろいろ課題点もありますし、難しい部分もありますけども、一番大切なのは、やはり一個一個前に進むという部分が一番大切なのかなと思います。それで、県で出しているセシウムの関係の部分は、やはり一頭一頭許可が下りてませんので、一頭一頭全頭検査するという方向で考えていかなければならないのかなと思いますが、県ではセシウムの関係でいつ頃大体解除するとかっていう見込みはないのか、お伺いいたします。
- 〇議長(瀧本正德君) 農政課長。
- ○農政課長(佐々木光彦君) これは県で解除というよりは、国で指定をしているものでございますので、それが、放射能の検査というのは毎年行われているものでございますけども、毎年何件かまだセシウム100ベクレル以上という部分の数値が出ているような事例がありますので、こういうのが出ているさなかには近々解除になるというような状況ではないというふうに捉えているところでございます。
- 〇議長(瀧本正德君) 佐々木信一君。
- ○4番(佐々木信一君) 取りあえずこのジビエに関しても、一歩でも二歩でも前に進める努力をしていただき、私の一般質問を終わります。
- ○議長(瀧本正徳君) これで、4番、佐々木信一君の質問を終わります。 これで、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長(瀧本正徳君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時52分